

令和7年12月17日

生徒及び保護者様

川口市立高等学校長

川口市における教職員の「フレックスタイム制」について

寒冷の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、令和7年6月「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴い、教員の職務の重要性に相応しい処遇改善が図られました。併せて、埼玉県では令和7年4月に教職員向け「フレックスタイム制の手引き」が作成され、フレックスタイム制の導入により教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を向上させ、学校教育の質の維持向上を図るよう示されました。

つきましては、本市においてもフレックスタイム制を導入し、教職員のウェルビーイングを向上させることで、教育の質を高め、子どもたちと向き合う時間を適切に確保するなど、子どもたちにとってより良い教育を実現します。裏面のリーフレットをご参照の上ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

【重要なお知らせ】

本校定時制においては、長期休業期間中の職員の勤務時間は午前10時50分から午後7時20分に変更になります。

フレックス制導入に伴い、保護者の皆様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 試行運用期間

令和7年11月20日（木）～令和8年3月31日（火）

2 正式運用開始

令和8年4月1日（水）<予定>

3 その他

- ・フレックスタイム制とは教職員からの申告を考慮して勤務時間を割り振る制度のことをいいます。
- ・勤務時間7時間45分を大幅に超える教員の業務の中、国は教職員の時間外在校等時間の月平均30時間以内を目標として示しています。



教職員の「働きがい」と「働きやすさ」を向上し 質の高い学校教育を実現します！

～教員のウェルビーイングが子供たちの笑顔につながる～

中学校教員の一日（例）

7:30→出勤・生徒受入れ準備
8:20→勤務開始
8:50→1時間目
9:50→2時間目
10:50→3時間目
11:50→4時間目
13:00→給食
13:40→5時間目
14:40→6時間目
放課後→諸会議・部活動
16:50→勤務終了
17:00→家庭訪問、校務等
19:00→退勤

7時間45分を超える勤務時間の解消へ

◇令和7年6月【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法】が一部改正されました。その中で、教師の職務の重要性にふさわしい待遇改善を進めることとなり、学校における働き方改革のさらなる加速化が示されました。国は、時間外在校等時間の月平均30時間を目標としています。

R7年度内
試行運用開始

フレックスタイム制の導入

学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度

＜フレックスタイム制・試行運用パターン＞

パ タ ー ン	勤務開始時刻	勤務終了時刻
	A 7:30	16:00
B	7:45	16:15
C	8:00	16:30
D	8:15	16:45
E	8:30	17:00
F	8:45	17:15

教員の働き方の選択肢を増やすとともに、一人ひとりのタイムマネジメント能力の向上を促し、校務の効率化を図ります。

この取組が児童生徒に対してより効果的な学校教育活動を行うことにつながり、質の高い学校教育を実現します。